

# 文教委員会資料

## 1 陳情の審査

- (1) 陳情第 1 1 2 号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第 1 1 3 号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

資料 1 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

資料 2 私学助成の概要

資料 3 国の私立学校経常費助成費予算

資料 4 神奈川県私立学校助成関係予算

資料 5 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

資料 6 神奈川県高等学校生徒に対する支援施策

資料 7 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算、川崎市高等学校奨学金

資料 8 公私立学校等児童・生徒数

資料 9 公立中学校卒業者の進路状況

資料 1 0 都道府県別私立学校経常費補助単価（平成 2 9 年度）

資料 1 1 高等学校（全日制・定時制）都道府県別学校数

資料 1 2 私立高等学校（全日制）の授業料等について（平成 2 5 年度～平成 2 9 年度）

資料 1 3 「平成 3 0 年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）」（神奈川県）

抜粋

資料 1 4 私立高等学校等の学費支援制度のご案内（平成 3 0 年度）

資料 1 5 図表でみる教育：OECD インディケータ 2 0 1 7 年版 抜粋

こども未来局

（平成 3 0 年 7 月 2 6 日）

川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

私立学校

(平成29年5月1日現在)

中学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	670	133
大西学園	17	9
洗足学園	751	185
カリタス女子	575	203
日本女子大附属	745	99
桐光学園	1,184	376
合計	3,942	1,005

25.5%

高等学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	1,907	385
大西学園	252	174
洗足学園	715	195
カリタス女子	544	199
日本女子大附属	1,118	186
桐光学園	1,730	471
合計	6,266	1,610

25.7%

神奈川県  
知事

(子どもみらい部  
私学振興課)

- ・設置認可
- ・運営指導
- ・各種助成

県立学校

(平成29年5月1日現在)

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	うち川崎市立中学校出身者数
14	12,414	9,554

77.0%

※川崎市立中学校出身者数については、平成27年から29年までの5月1日時点での1年生の人数を合算したものとす。

神奈川県  
教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

市立学校

(平成29年5月1日現在)

中学校

単位:人

学校数	生徒数	うち市内在住生徒数
52	29,265	29,208

99.8%

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	うち川崎市立中学校出身者数
5	3,735	3,143

84.1%

※川崎市立中学校出身者数については、平成27年から29年までの5月1日時点での1年生の人数を合算したものとす。

川崎市  
教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

## 私学助成の概要

### 1. 私学助成の基本

私立学校の役割 (国の考え)	わが国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割 ①建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開 ②大学生・短大生の約8割、高等学校生徒の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学・在園
-------------------	---

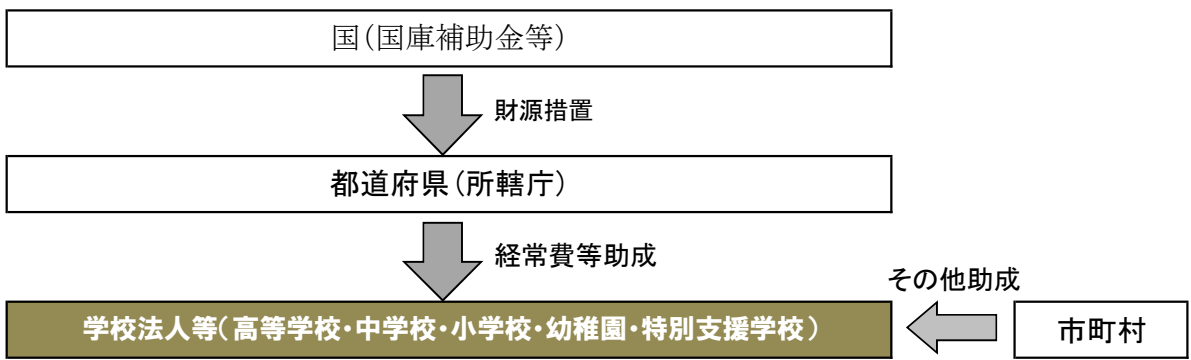


私学助成 の 主な法的根拠	<b>私立学校法(昭和24年制定)</b> 第59条(助成) 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。  <b>私立学校振興助成法(昭和50年制定)</b> 第1条(助成の目的) ①教育条件の維持向上 ②修学上の経済的負担の軽減 ③経営の健全性の向上 } 私立学校の健全な発達に資する  第9条(都道府県への補助) 都道府県が教育に係る経常的経費について補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができる。  第10条(その他の助成) 国又は地方公共団体は、第9条等の規定のほか、補助金の支出、資金の貸付、その他財産の譲渡等を行うことができる。
---------------------	--



国・地方公共団体 の 施策	①経常的経費に対する補助を中心とした助成事業 ②貸付事業 ③学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等、必要な税制上の優遇措置
---------------------	--

### 2. 私立高等学校等に対する助成の財源等



## 国の私立学校経常費助成費予算

単位：百万円

事業名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業内容
1. 私立高等学校等経常費 助成費補助	99,613	100,719	100,689	都道府県が行う私立 学校の経常費助成 費に対して補助 (広域以外の通信制 を含む)
①高等学校	53,250	53,817	54,642	
②中等教育学校	371	357	347	
③中学校	10,885	10,827	10,872	
④小学校	3,314	3,426	3,461	
⑤幼稚園	19,357	19,471	18,218	
⑥その他特別補助	12,436	12,821	13,149	
2. 私立高等学校等経常費 補助	2,736	2,712	2,675	特別な支援が必要 な私立学校等への 補助
特定教育方法支援事業	2,736	2,712	2,675	
<b>合 計（経常費等）</b>	<b>102,349</b>	<b>103,431</b>	<b>103,364</b>	

※ 文部科学省の当初予算(案)記者発表資料等を基に作成

神奈川県私立学校助成関係予算

単位：千円

事業名称	平成28年度				平成29年度				平成30年度				事業内容
	計	財源内訳			計	財源内訳			計	財源内訳			
		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他	
1. 経常費補助	44,806,109	38,610,315	6,195,794	0	43,736,282	37,575,722	6,160,560	0	43,366,413	37,215,301	6,151,112	0	私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組に対して助成
①高等学校	19,690,204	16,955,940	2,734,264		20,078,867	17,239,949	2,838,918		20,210,008	17,346,818	2,863,190		
②中等教育学校	613,499	524,277	89,222		577,054	490,537	86,517		559,091	474,429	84,662		
③中学校	5,292,819	4,527,606	765,213		5,372,685	4,573,455	799,230		5,421,594	4,605,680	815,914		
④小学校	2,218,727	1,888,246	330,481		2,281,619	1,933,774	347,845		2,329,867	1,969,934	359,933		
⑤特別支援学校	518,050	518,050			528,254	528,254			521,089	521,089			
⑥幼稚園	15,024,792	12,748,178	2,276,614		13,366,139	11,278,089	2,088,050		13,002,357	10,974,944	2,027,413		
⑦専修学校・各種学校	1,448,018	1,448,018			1,531,664	1,531,664			1,322,407	1,322,407			
2. 私立高等学校等生徒学費補助	3,466,494	3,466,494			3,844,294	3,844,294			4,516,264	4,516,264			保護者の学費負担を軽減するため、入学金や授業料を軽減した私立高校等に対して助成
3. 私立学校生徒学費緊急支援事業費	54,376	10,582	43,794		40,150	8,074	32,076		58,943	7,162	51,781		家計急変した生徒等の授業料や、東日本大震災により被災した生徒等の授業料を軽減した私立高校等に対して助成
4. 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,591,520	809,514	699,006	83,000	1,741,264	837,345	811,919	92,000	1,922,368	932,400	912,968	77,000	障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対して助成
5. 私学団体助成費	6,400	6,400			6,400	6,400			6,400	6,400			私学団体が実施する研修事業等に対して助成
6. 私立学校教職員退職金制度補助金	880,476	880,476			884,924	884,924			925,516	925,516			退職金手当の給付財源の一部を助成
7. 日本私立学校振興・共済事業団補助金	603,053	603,053			613,285	613,285			623,926	623,926			私学共済の長期給付財源の一部を助成
8. 私立学校振興資金利子補給費	4,410	4,410			6,815	6,815			15,260	15,260			施設整備資金借入の支払利子の一部を補給
9. 私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	4,986	4,986		9,972	4,986	4,986		9,972	4,986	4,986		施設耐震診断に要する調査費に対して助成
10. 公私立学校協調事業費	3,213	3,213			3,213	3,213			3,213	3,213			公私立高等学校による協調事業を実施
11. 私立幼稚園施設整備費等補助	696,944		358,911	338,033	641,650		641,650		408,103		216,605	191,498	認定こども園への移行を図る私立幼稚園の耐震化工事や、遊具等の整備費に対して助成
12. 高等学校等就学支援事業費	7,574,026		7,574,020	6	6,547,886		6,547,882	4	6,469,242	3,046	6,466,192	4	高等学校等就学支援金の交付等
13. 外国人学校生徒等支援事業費	227,845	227,845			164,685	164,685			177,837	177,837			外国人学校に通う生徒を対象に、所得区分ごとに学費負担を軽減するための助成
14. 私立専門学校生徒支援検証事業費	21,415		21,415		11,617		11,614	3	8,922		8,919	3	専門学校生への効果的な経済支援のあり方に関する実証研究事業を実施
15. 私立高校生等奨学給付金事業費	501,783	334,959	166,824		605,843	404,431	201,412		562,878	375,758	187,120		生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対する奨学給付金の支給等
16. その他	16,839	15,288	265	1,286	21,680	20,130	265	1,285	21,680	20,130	265	1,285	私学振興課運営費、私立学校審議会費等
<b>合計</b>	<b>60,464,875</b>	<b>44,977,535</b>	<b>15,065,015</b>	<b>422,325</b>	<b>58,879,960</b>	<b>44,374,304</b>	<b>14,412,364</b>	<b>93,292</b>	<b>59,096,937</b>	<b>44,827,199</b>	<b>13,999,948</b>	<b>269,790</b>	
	前年比0.6%減				前年比2.6%減				前年比0.4%増				

※ 財源内訳の「その他」は、繰入金、諸収入等



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

# 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

## 平成30年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。

県内107万人の児童・生徒等のうち、約24%に当たる26万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、

神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。

そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

### ○ 私学助成の考え方

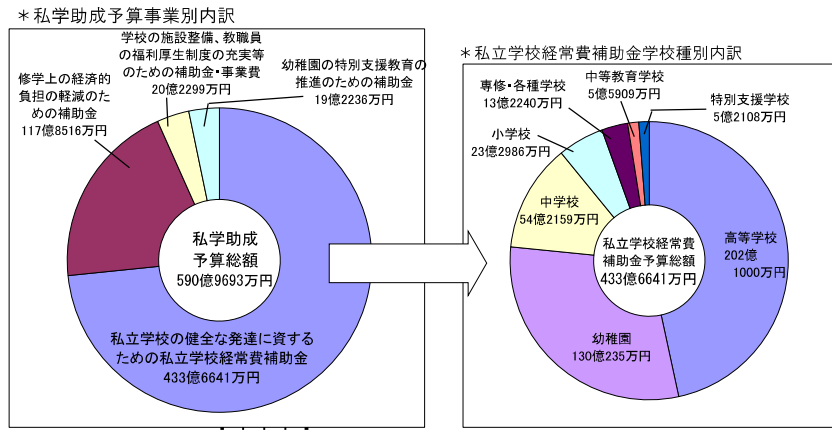
神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

### ○ 平成30年度の私学助成予算は総額590億9693万円

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

平成30年度私学助成予算は、総額590億9693万円（対前年度2億1697万円増）を計上しています。（平成30年4月1日現在）

### ○ 平成30年度の私学助成予算の内訳



### ○ 私学補助予算の概要

事業名称等	平成30年度 当初予算額 千円	事業内容																																														
1 経常費補助 ① 高等学校 ② 中等教育学校 ③ 中学校 ④ 小学校 ⑤ 特別支援学校 ⑥ 幼稚園 ※1 (別府市教育委員会) [ 477,225 ] ※2 (地域福祉推進財団) [ 1,69,200 ] ⑦ 専修学校・各種学校 [ 1,322,407 ] ⑧ 合計 1,922,368	43,366,413 28,210,000 559,091 5,421,594 2,323,867 521,089 13,002,357 477,225 1,69,200 1,322,407	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経済的負担や特色ある教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正規の教育時間前後及び休日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域間交流推進費補助 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																														
2 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,922,368	障害のある幼児と共に学び、共に育つ保育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																														
3 高等学校等 就学支援事業費	6,488,242	<b>※高等学校等就学支援事業費</b> 家庭の状況にかかわらず、全ての児童ある高校生等が安心して就学し打ち込める社会をつくるため、私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金により、家庭の教育負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等教育)、各種学校(文芸科学者等が定めるもの) 専修学校(一定課程)、各専修学校で一定の認定資格者受講施設が指定校 <b>※私立高等学校等学生学費補助</b> 一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学習負担の公平を図るため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等教育) <b>■補助額について</b> □ 授業料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準月額(千円)</th> <th>高等学校等就学支援金</th> <th>学費補助金 (県内自任か併存のみの)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>生活保護世帯(1月1日時点)</td> <td>297,000</td> <td>136,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>障害(申請時)世帯(年収目安:約25万円未満)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>低所得世帯(年収目安:約50万円未満)</td> <td>237,000</td> <td>194,400</td> <td>432,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅳ</td> <td>257,500円未満世帯(年収目安:約50万円未満)</td> <td>178,200</td> <td>253,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅴ</td> <td>378,500円未満世帯(年収目安:約50万円未満)</td> <td></td> <td>74,400</td> <td>193,200</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅵ</td> <td>507,000円未満世帯(年収目安:約70万円未満)</td> <td>118,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅶ</td> <td>507,000円以上世帯(年収目安:約70万円以上)</td> <td></td> <td>対象外</td> <td>118,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の表の「年収目安」は、モデル世帯(未婚のいすけか一人だけ働いている4人世帯、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。 □ 入学金  <table border="1"> <thead> <tr> <th>学費補助金(入学金分)</th> <th>上記の、区分Ⅰ～Ⅴの要すべし</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>330,000</td> </tr> </tbody> </table> <b>※小中学校等就学支援促進事業費</b> 一定所得以下の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒への授業料を軽減した、私立小中学校等に対し補助します。 ・対象校種 中学校、小学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部 □ 補助額について 一定所得未満世帯に一律100,000円の補助 ※保護者等が、この補助金に併給する措置に協力することが条件に含まれます。 保護者の年齢、職種、長期療養などにより、実質が低下した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(中等部)ただし、高等学校、中等教育学校(前期部)、専修学校(中等部)に在学は、高等学校等就学支援促進金を併給した期が支給額となります。 また、私立高等学校等就学支援促進金の併給はできません。 ・補助額 高等学校、中等教育学校(前期部)、専修学校(前期部) 178,200円～237,000円(併存により異なる) 小学校、中等教育学校(後期部)、高 237,000円～257,500円(併存により異なる) 日本大震災・熊本地震により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の施設者に対し、補助します。</p>	区分	基準月額(千円)	高等学校等就学支援金	学費補助金 (県内自任か併存のみの)	合計	区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	136,000		区分Ⅱ	障害(申請時)世帯(年収目安:約25万円未満)				区分Ⅲ	低所得世帯(年収目安:約50万円未満)	237,000	194,400	432,000	区分Ⅳ	257,500円未満世帯(年収目安:約50万円未満)	178,200	253,800		区分Ⅴ	378,500円未満世帯(年収目安:約50万円未満)		74,400	193,200	区分Ⅵ	507,000円未満世帯(年収目安:約70万円未満)	118,800			区分Ⅶ	507,000円以上世帯(年収目安:約70万円以上)		対象外	118,800	学費補助金(入学金分)	上記の、区分Ⅰ～Ⅴの要すべし	(円)			330,000
区分	基準月額(千円)	高等学校等就学支援金	学費補助金 (県内自任か併存のみの)	合計																																												
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	136,000																																													
区分Ⅱ	障害(申請時)世帯(年収目安:約25万円未満)																																															
区分Ⅲ	低所得世帯(年収目安:約50万円未満)	237,000	194,400	432,000																																												
区分Ⅳ	257,500円未満世帯(年収目安:約50万円未満)	178,200	253,800																																													
区分Ⅴ	378,500円未満世帯(年収目安:約50万円未満)		74,400	193,200																																												
区分Ⅵ	507,000円未満世帯(年収目安:約70万円未満)	118,800																																														
区分Ⅶ	507,000円以上世帯(年収目安:約70万円以上)		対象外	118,800																																												
学費補助金(入学金分)	上記の、区分Ⅰ～Ⅴの要すべし	(円)																																														
		330,000																																														
4 私立学校生徒支援緊急支援事業費	12,147	保護者等が、この補助金に併給する措置に協力することが条件に含まれます。 保護者の年齢、職種、長期療養などにより、実質が低下した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(中等部)ただし、高等学校、中等教育学校(前期部)、専修学校(中等部)に在学は、高等学校等就学支援促進金を併給した期が支給額となります。 また、私立高等学校等就学支援促進金の併給はできません。 ・補助額 高等学校、中等教育学校(前期部)、専修学校(前期部) 178,200円～237,000円(併存により異なる) 小学校、中等教育学校(後期部)、高 237,000円～257,500円(併存により異なる) 日本大震災・熊本地震により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の施設者に対し、補助します。																																														
5 被災幼児児童生徒就学支援補助金	46,796	日本大震災・熊本地震により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の施設者に対し、補助します。																																														
6 外国人学校生徒支援奨励金	177,837	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所定に応じて学費負担を軽減した補助します。																																														
7 私立高校生等奨学給付金事業費	352,878	全ての児童ある生徒が安心して教育を受けられるよう、従前所得の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3年次)、専修学校(高等教育) ・支給額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>申請する生徒1人あたりの支給額</th> <th>年間総額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○県民校、市町村民校併存制の併設校の併設校(申請する生徒1人あたりの支給額)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○申請する高校生等(通学制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合</td> <td>兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合</td> <td>年間88,000円</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合</td> <td>年間138,000円</td> </tr> <tr> <td>○申請する高校生等(通学制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生及び中学生を除く)がいる場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合</td> <td>年間88,000円</td> </tr> <tr> <td>通学制の高等学校等に通う高校生等がいる場合</td> <td>年間88,100円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	申請する生徒1人あたりの支給額	年間総額(万円)	○県民校、市町村民校併存制の併設校の併設校(申請する生徒1人あたりの支給額)			○申請する高校生等(通学制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合	年間88,000円	兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合	年間138,000円	○申請する高校生等(通学制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生及び中学生を除く)がいる場合			兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合	年間88,000円	通学制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年間88,100円																												
申請者	申請する生徒1人あたりの支給額	年間総額(万円)																																														
○県民校、市町村民校併存制の併設校の併設校(申請する生徒1人あたりの支給額)																																																
○申請する高校生等(通学制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合	年間88,000円																																														
兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合	年間138,000円																																															
○申請する高校生等(通学制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生及び中学生を除く)がいる場合																																																
兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合	年間88,000円																																															
通学制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年間88,100円																																															
8 私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対し補助します。																																														
9 私立学校授業料減免金給付補助費	15,260	小規模事業者の雇入れ、児童等の就業確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業等に対し、その費金の軽減あつせんを行うとともに同子の一助を補助します。																																														
10 私立学校休園対策費	6,400	私立学校教育の発展を図るため、中・高等学校協会会報4私学団体及びその後2団体の関係事業等に対し補助します。																																														
11 私立学校教職員の福利厚生支援金	925,516	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職年金給付制度の一部を補助します。																																														
12 日本私立学校振興・経済事業自補助金	823,926	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の発展に寄与するため、日本私立学校振興・経済事業自補助金事業に対し補助します。																																														
13 その他	441,918																																															
合計	59,096,937																																															

※3、4及び6、7の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。

## 神奈川県の高専生徒に対する支援施策

資料 6

No.	名称等		概要等	要件等	種別	金額
1	高等学校等 就学支援金	公立	国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度	保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の生徒	給付	・全日制 118,800円 ・定時制 32,400円
		私立	①国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度 ②振込又は授業料と相殺など、学校によって異なる。	保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の生徒	給付	118,800円 ～297,000円
2	神奈川県 高校生等 奨学給付金	公立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯	給付	・生活保護受給世帯:32,300円 ・非課税世帯: 36,500円 ～129,700円
		私立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯	給付	・生活保護受給世帯:52,600円 ・非課税世帯: 38,100円 ～138,000円
3	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費補助金		神奈川県の補助金として、授業料及び入学金を補助	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住 ③保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が37万8,500円未満の世帯の生徒	給付	・授業料 74,400円～ 253,800円 ・入学金 100,000円
4	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費 緊急支援補助金		会社都合による解雇、倒産、長期療養等により家計が急変した生徒に対する制度	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住	給付	授業料補助額 178,200円～297,000円 ※上記の額から高等学校等就学支援金支給額を控除した額を支給
5	神奈川県 奨学金	高等学校 奨学金	①無利息で卒業後に貸付期間の4倍以内に返還する貸付 ②予約採用(中学3年生の時)と在学採用(入学後)の申込が可能 ③貸付期間は1年間 ④【第一種奨学金】と【第二種奨学金】の区分がある。第一種奨学金については、所得、成績等の条件を満たせば全額又は半額の返還免除を受けることができる。	①【第一種奨学金】県内在住で県内の高等学校等に在学 【第二種奨学金】保護者が県内に在住(生徒は県外在住も可) ②家計支持者の市町村民税所得割額の合計が245,800円未満 ③学校長が推薦する者	貸付 (無利 子)	【1年生】 ・国公立(月額): 10,000円又は20,000円 ・私立(月額): 10,000円～40,000円 【2年生以上】 ・国公立(月額): 10,000円 ・私立(月額): 10,000円～30,000円 ※上記金額で必要な学資を賅えない場合、申請により基本月額に10,000円の加算が可能
6		短期臨時 奨学金	入学前の3月末に高等学校奨学金の一部相当額を前倒しで貸し付ける制度	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された者	貸付 (無利 子)	120,000円

## 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算

単位:千円

事業名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業内容
川崎市私立中学 高等学校長協会 補助金	361	350	350	川崎市私立中学高等学校長協会に対し、 私立学校の学校長、教頭及び教職員の研 修に要する費用に助成
川崎市私立中学校 及び高等学校 教材教具等補助金	2,271	2,203	2,203	・私立学校の学校教育の目的を達成する ために必要な教材及び教具並びに学校の 管理運営に必要な備品又は整備に要する 費用に助成 ・対象校は、中学6校、高校6校

(所管 こども未来局)

## 川崎市高等学校奨学金

名 称	概要・要件等	種別	金 額
川崎市高等学校 奨学金（学年資 金）	①市内在住 ②前年度の全履修科目の評定結果の平均値 が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準 額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特 別支援学校の高等部、高等専門学校（第3 学年まで）及び専修学校の高等課程を含 む。）の生徒が対象 ⑤毎年6月に募集し、8月及び2月に支給	給付	・国公立（年額） 第1学年：36,000円 第2学年：61,000円 第3学年：46,000円 第4学年以降：36,000円 ・私立（年額） 第1学年：60,000円 第2学年：85,000円 第3学年：70,000円 第4学年以降：60,000円
川崎市高等学校 奨学金（入学支度 資金）	①市内在住 ②第3学期前期の全履修科目の評定結果の 平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準 額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特 別支援学校の高等部、高等専門学校（第3 学年まで）及び専修学校の高等課程を含 む。）の生徒が対象 ⑤中学3年生の11月に募集し、支給は入 学前の3月	給付	・国公立：45,000円 ・私立：70,000円

(所管 教育委員会)



## 公私立学校等児童・生徒数

単位：人

各年度5月1日現在

## 1 神奈川県内

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
幼稚園	公立	3,219	2,963	2,602	2.2%
	私立	126,281	121,082	115,876	97.8%
	計	129,500	124,045	118,478	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	1,027	1,248	1,509	12.3%
	私立	6,698	8,912	10,752	87.7%
	計	7,725	10,160	12,261	100.0%
小学校	国公立	456,035	452,403	451,057	97.7%
	私立	10,429	10,477	10,496	2.3%
	計	466,464	462,880	461,553	100.0%
中学校	国公立	209,648	207,651	204,609	89.1%
	私立	25,696	25,320	25,032	10.9%
	計	235,344	232,971	229,641	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	137,753	138,444	137,667	66.2%
	私立	68,863	69,728	70,197	33.8%
	計	206,616	208,172	207,864	100.0%

※神奈川県学校基本調査より集計

単位：人

各年度5月1日現在

## 2 川崎市内

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
幼稚園	公立	—	—	—	—
	私立	21,929	20,947	20,294	100.0%
	計	21,929	20,947	20,294	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	—	—	—	—
	私立	221	562	542	100.0%
	計	221	562	542	100.0%
小学校	公立	71,781	72,302	72,951	97.9%
	私立	1,582	1,569	1,561	2.1%
	計	73,363	73,871	74,512	100.0%
中学校	公立	29,345	29,238	29,265	88.3%
	私立	3,786	3,832	3,880	11.7%
	計	33,131	33,070	33,145	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	17,394	17,497	17,431	74.0%
	私立	6,003	6,099	6,118	26.0%
	計	23,397	23,596	23,549	100.0%

※神奈川県学校基本調査より集計

# 公立中学校卒業者の進路状況

資料 9

## 1 神奈川県内

(単位：人)

卒業年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
卒業生総数	69,744	100.0%	70,397	100.0%	69,996	100.0%
全日制高等学校	62,739	90.0%	63,861	90.7%	63,334	90.5%
公立	43,645	62.6%	44,130	62.7%	44,137	63.1%
県内市立	3,711	5.3%	3,710	5.3%	3,681	5.3%
県立	39,368	56.4%	39,818	56.6%	39,806	56.9%
県外・国公立	566	0.8%	602	0.9%	650	0.9%
私立	19,094	27.4%	19,731	28.0%	19,197	27.4%
県内	13,714	19.7%	14,521	20.6%	14,146	20.2%
県外	5,380	7.7%	5,210	7.4%	5,051	7.2%
定時制高等学校	2,249	3.2%	2,062	2.9%	2,028	2.9%
公立	2,213	3.2%	2,026	2.9%	1,997	2.9%
県内	2,198	3.2%	2,015	2.9%	1,984	2.8%
県外	15	0.0%	11	0.0%	13	0.0%
私立	36	0.1%	36	0.1%	31	0.0%
県内						
県外	36	0.1%	36	0.1%	31	0.0%
その他（高等専門学校、 通信制、就職者等）	4,756	6.8%	4,474	6.4%	4,634	6.6%

## 2 川崎市内

(単位：人)

卒業年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
卒業生総数	9,358	100.0%	9,792	100.0%	9,770	100.0%
全日制高等学校	8,444	90.2%	8,962	91.5%	8,791	90.0%
公立	5,291	56.5%	5,469	55.9%	5,638	57.7%
市立	1,054	11.3%	1,025	10.5%	1,017	10.4%
市内県立	3,064	32.7%	3,226	32.9%	3,264	33.4%
市外・国公立	1,173	12.5%	1,218	12.4%	1,357	13.9%
私立	3,153	33.7%	3,493	35.7%	3,153	32.3%
県内	953	10.2%	1,290	13.2%	1,092	11.2%
県外	2,200	23.5%	2,203	22.5%	2,061	21.1%
定時制高等学校	329	3.5%	284	2.9%	344	3.5%
公立	311	3.3%	265	2.7%	323	3.3%
市立	235	2.5%	193	2.0%	245	2.5%
市内県立	57	0.6%	51	0.5%	51	0.5%
市外・国公立	19	0.2%	21	0.2%	27	0.3%
私立	18	0.2%	19	0.2%	21	0.2%
県内						
県外	18	0.2%	19	0.2%	21	0.2%
その他（高等専門学校、 通信制、就職者等）	585	6.3%	546	5.6%	635	6.5%

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

都道府県別私立学校經常費補助単価 (平成29年度)

(平成29年6月2日中高連調べ)

(単位 円)

高等学校 (全日制・定時制)			中学校			小学校			幼稚園 (学法)		
順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価
1	鳥取	468,494	1	鳥取	441,198	1	静岡	329,012	1	京都	205,595
2	東京	394,469	2	福井	379,147	2	鹿児島	323,197	2	群馬	199,291
3	静岡	366,415	3	東京	363,490	3	沖縄	321,173	3	茨城	199,153
4	山形	365,934	4	静岡	329,516	4	福島	319,400	4	岐阜	199,079
5	石川	365,306	5	沖縄	322,421	5	茨城	319,131	5	石川	198,938
6	佐賀	362,102	6	鹿児島	322,264	5	群馬	319,131	6	新潟	198,826
7	新潟	358,198	7	福島	320,934	5	高知	319,131	7	富山	198,174
8	福島	357,452	8	青森	320,800	5	福岡	319,131	8	東京	195,306
9	群馬	357,303	8	茨城	320,800	5	長崎	319,131	9	長野	195,239
10	富山	356,625	8	群馬	320,800	5	大分	319,131	10	静岡	194,403
11	広島	354,919	8	高知	320,800	11	宮崎	319,078	11	奈良	193,500
12	長崎	353,597	8	福岡	320,800	12	北海道	318,912	12	広島	193,315
13	福岡	353,583	8	長崎	320,800	12	千葉	318,912	13	福岡	193,153
14	岐阜	352,839	8	大分	320,800	12	山梨	318,912	14	徳島	192,179
15	茨城	352,190	15	宮崎	320,752	12	長野	318,912	15	兵庫	191,841
16	北海道	351,569	16	岐阜	320,743	12	三重	318,912	16	千葉	188,553
17	千葉	348,215	17	熊本	320,495	17	岩手	315,752	17	山口	188,000
18	兵庫	347,172	18	千葉	320,416	18	岐阜	315,624	18	香川	187,623
19	岩手	346,315	18	富山	320,416	19	広島	315,612	19	栃木	187,300
20	徳島	346,212	18	山梨	320,416	20	石川	307,346	20	和歌山	187,220
21	山梨	342,560	18	長野	320,416	21	宮城	306,616	21	山梨	186,704
22	秋田	341,172	18	三重	320,416	22	徳島	306,307	22	山形	186,400
23	山口	340,500	18	愛媛	320,416	23	和歌山	304,020	23	佐賀	186,329
24	高知	340,413	24	北海道	319,809	24	兵庫	301,471	24	鹿児島	185,208
25	京都	338,754	25	新潟	319,510	25	愛知	299,948	25	大阪	184,888
26	大分	337,865	26	岩手	317,262	26	栃木	287,100	26	愛媛	184,453
27	奈良	337,500	27	広島	317,116	27	京都	283,900	27	福島	183,815
28	鹿児島	336,762	28	佐賀	317,074	28	福井	283,895	28	熊本	183,692
29	香川	336,697	29	島根	315,289	29	東京	278,160	29	秋田	183,572
30	熊本	332,648	30	石川	310,441	30	滋賀	260,000	30	沖縄	183,529
31	沖縄	330,771	31	徳島	308,183	31	奈良	251,000	31	大分	183,273
32	和歌山	330,250	32	宮城	306,661	32	埼玉	247,700	32	埼玉	183,048
33	青森	328,413	33	兵庫	305,966	33	岡山	245,168	33	宮崎	182,891
33	宮城	328,413	34	和歌山	305,490	34	大阪	232,772	34	三重	182,673
35	宮崎	328,360	35	愛知	304,607	35	神奈川	225,486	35	青森	182,653
36	長野	328,290	36	香川	295,877		青森		36	福井	182,527
37	三重	327,962	37	栃木	288,400		秋田		37	愛知	182,453
38	栃木	327,800	38	岡山	286,075		山形		38	高知	182,194
39	愛知	327,715	39	京都	285,400		新潟		39	長崎	181,945
39	愛媛	327,715	40	滋賀	270,000		富山		40	北海道	181,137
41	福井	325,197	41	山口	264,000		鳥取		41	岩手	180,623
42	島根	323,343	42	大阪	257,847		島根		42	宮城	178,069
43	滋賀	321,000	43	埼玉	253,931		山口		43	岡山	177,160
44	岡山	317,560	44	奈良	252,500		香川		44	鳥取	173,545
45	神奈川	310,553	45	神奈川	225,764		愛媛		45	滋賀	169,000
46	大阪	308,050		秋田	-		佐賀		46	神奈川	160,198
47	埼玉	293,380		山形	-		熊本			島根	-
単純平均		343,161	単純平均		311,917	単純平均		299,688	単純平均		186,928

(日本私立中学高等学校連合会調べ)

## 高等学校(全日制・定時制)都道府県別学校数

(本校+分校)

区 分	計				国 立	公 立				私 立			
	計	全日制	定時制	併 置	全日制	計	全日制	定時制	併 置	計	全日制	定時制	併 置
平成 28 年度	4,925	4,276	170	479	15	3,589	2,969	166	454	1,321	1,292	4	25
平成 29 年度	4,907	4,263	169	475	15	3,571	2,955	165	451	1,321	1,293	4	24
北海道	283	241	10	32	—	232	190	10	32	51	51	—	—
青森	78	68	4	6	—	61	51	4	6	17	17	—	—
岩手	80	71	3	6	—	67	58	3	6	13	13	—	—
宮城	95	82	7	6	—	77	64	7	6	18	18	—	—
秋田	55	49	1	5	—	50	44	1	5	5	5	—	—
山形	62	57	1	4	—	47	42	1	4	15	15	—	—
福島	111	104	5	2	—	93	86	5	2	18	18	—	—
茨城	120	109	4	7	—	96	85	4	7	24	24	—	—
栃木	75	67	2	6	—	61	53	2	6	14	14	—	—
群馬	81	67	2	12	—	68	54	2	12	13	13	—	—
埼玉県	196	172	5	19	1	147	123	5	19	48	48	—	—
千葉県	183	166	1	16	—	129	112	1	16	54	54	—	—
東京都	429	354	15	60	6	186	131	13	42	237	217	2	18
神奈川県	235	207	4	24	—	157	129	4	24	78	78	—	—
新潟県	103	93	9	1	—	87	77	9	1	16	16	—	—
富山県	53	47	5	1	—	43	37	5	1	10	10	—	—
石川県	56	50	5	1	1	45	39	5	1	10	10	—	—
福井県	35	27	2	6	—	28	21	1	6	7	6	1	—
山梨県	42	35	2	5	—	31	24	2	5	11	11	—	—
長野県	99	80	4	15	—	83	64	4	15	16	16	—	—
岐阜県	81	70	3	8	—	66	55	3	8	15	15	—	—
静岡県	138	117	2	19	—	95	74	2	19	43	43	—	—
愛知県	222	188	4	30	2	165	133	4	28	55	53	—	2
滋賀県	72	61	3	8	—	59	48	3	8	13	13	—	—
京都府	60	53	2	5	—	50	44	2	4	10	9	—	1
大阪府	106	93	6	7	1	65	52	6	7	40	40	—	—
兵庫県	258	236	4	18	1	161	139	4	18	96	96	—	—
奈良県	207	184	13	10	—	155	132	13	10	52	52	—	—
和歌山県	53	46	3	4	—	37	31	3	3	16	15	—	1
鳥取県	48	37	4	7	—	39	28	4	7	9	9	—	—
島根県	32	28	2	2	—	24	20	2	2	8	8	—	—
岡山県	47	44	1	2	—	37	34	1	2	10	10	—	—
広島県	86	75	11	—	—	63	52	11	—	23	23	—	—
山口県	130	107	4	19	2	92	70	4	18	36	35	—	1
徳島県	80	65	1	14	—	60	45	1	14	20	20	—	—
香川県	38	32	1	5	—	35	29	1	5	3	3	—	—
愛媛県	40	31	—	9	—	30	21	—	9	10	10	—	—
高知県	66	56	1	9	1	53	43	1	9	12	12	—	—
福岡県	46	32	3	11	—	37	24	2	11	9	8	1	—
佐賀県	165	142	4	19	—	105	82	4	19	60	60	—	—
長門県	45	39	—	6	—	36	30	—	6	9	9	—	—
熊本市	79	71	2	6	—	57	49	2	6	22	22	—	—
大分県	76	68	—	8	—	55	47	—	8	21	21	—	—
宮崎県	55	51	1	3	—	41	37	1	3	14	14	—	—
鹿児島県	53	47	2	4	—	38	33	2	3	15	14	—	1
鹿儿岛	89	87	—	2	—	68	66	—	2	21	21	—	—
沖縄県	64	57	1	6	—	60	53	1	6	4	4	—	—

1. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。

出典:「学校基本調査」平成29年度(文部科学省)

私立高等学校（全日制）の授業料等について（平成25年度～平成29年度）

資料 12

都道府県の協力により、私立の高等学校（全日制）における初年度納付金の生徒一人あたりの平均額について取りまとめたものである。

平成25年度から平成29年度の各年度における全国の平均額は以下のとおりである。授業料、入学料及び施設整備費等の合計額の対前年増減率は、最下段にあるように平成28年度から平成29年度にかけて約0.5%増となっており、大きな変化はない。

（金額単位：円）

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	(A)	(B)	(C)	増減率	(D)	(E)	増減率	(F)	(G)	増減率
授業料 (A)	380,234	383,598	0.9%	390,578	1.8%	393,524	0.8%	396,313	0.7%	
入学料 (B)	161,099	161,580	0.3%	162,362	0.5%	162,122	△0.1%	162,356	0.1%	
施設整備費等 (C)	170,906	170,456	△0.3%	169,360	△0.6%	169,048	△0.2%	169,611	0.3%	
計 (A+B+C)	712,239	715,644	0.5%	722,300	0.9%	724,694	0.3%	728,280	0.5%	

なお、都道府県別の平均額は以下のとおりである。

（単位：円）

都道府県名	平成25年度					平成26年度					平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+B+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+B+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+B+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+B+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学料 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+B+C)	計 (A+B+C)	
北海道	337,302	201,088	53,605	390,907	591,995	337,702	201,088	54,855	392,557	593,645	338,525	199,363	64,876	403,401	602,764	339,514	199,951	60,213	399,727	599,678	341,137	199,431	63,493	404,630	604,062	
青森県	365,318	57,647	121,049	486,367	544,014	373,847	57,647	113,320	427,167	544,814	371,847	57,647	104,006	429,545	533,500	372,082	57,451	108,633	480,715	538,167	372,647	57,451	108,633	481,200	538,731	
岩手県	217,385	96,923	185,123	402,508	499,431	252,000	95,385	168,431	420,417	515,816	290,769	96,923	134,277	425,946	521,969	289,846	100,000	142,585	432,431	532,431	308,308	95,385	124,777	433,085	528,469	
宮城県	336,333	71,556	306,589	642,922	714,478	304,667	71,556	312,611	653,278	724,834	340,899	71,139	308,200	649,099	720,228	342,222	71,139	306,867	649,089	720,228	342,222	70,213	306,663	650,885	721,098	
秋田県	300,000	125,000	195,374	495,374	620,374	300,000	125,000	195,374	495,374	620,374	300,000	125,000	195,374	495,374	620,374	300,000	125,000	195,374	495,374	620,374	300,000	125,000	195,374	495,374	620,374	300,000
山形県	384,200	131,722	101,506	485,706	617,428	393,396	117,222	93,868	484,264	604,486	403,900	130,889	87,403	491,203	622,092	405,800	133,111	87,806	493,606	626,717	405,800	131,472	87,806	493,606	625,078	
福島県	284,329	143,529	122,803	407,132	550,662	284,329	143,529	123,509	407,838	551,367	284,918	145,294	104,689	399,607	534,901	285,624	145,294	106,836	392,460	537,754	287,035	142,941	106,836	393,871	538,813	
茨城県	309,652	192,391	293,413	603,065	795,457	315,417	198,000	312,183	627,600	825,600	316,750	190,625	295,888	612,638	803,263	319,750	192,396	297,596	617,346	809,742	332,625	179,583	293,983	626,608	821,629	
栃木県	308,400	144,667	240,387	548,787	693,453	304,800	144,667	240,500	545,360	690,027	294,000	144,286	246,854	540,854	685,140	294,000	144,286	239,986	533,966	678,271	294,000	144,286	239,986	533,966	678,271	
群馬県	288,000	111,385	236,836	524,836	636,220	297,212	113,692	242,251	539,463	653,155	315,092	127,538	225,800	540,992	668,431	315,092	127,538	225,800	540,992	668,431	323,400	112,154	224,251	547,651	659,800	
埼玉県	369,275	228,000	196,507	565,782	793,782	376,200	226,333	194,637	570,837	797,170	377,100	226,948	196,824	573,924	800,872	377,942	224,823	199,469	577,411	802,234	373,567	224,823	203,844	577,411	802,234	
千葉県	296,941	148,171	245,594	542,535	690,706	300,385	150,671	243,427	543,812	694,483	303,363	149,190	241,479	544,842	694,032	307,911	150,116	241,483	549,394	699,509	373,578	150,116	245,618	558,196	708,312	
東京都	428,001	249,263	206,565	634,566	883,829	431,714	248,351	208,600	640,314	888,665	439,071	249,474	210,241	649,312	898,785	442,260	249,874	211,321	653,581	903,456	446,432	249,745	212,776	659,208	908,953	
神奈川県	428,336	201,948	251,384	680,668	881,669	431,791	202,597	249,530	681,321	883,918	433,739	204,155	249,252	682,961	887,116	439,869	204,805	257,780	697,649	902,455	441,193	207,402	259,001	700,194	907,598	
新潟県	285,453	144,000	93,553	379,006	523,007	313,113	147,500	114,327	472,440	574,940	311,441	147,500	119,259	430,700	578,200	306,847	147,500	115,275	422,122	569,622	308,909	148,750	117,400	426,309	575,055	
富山県	372,840	79,500	84,960	457,800	537,300	372,840	79,500	84,960	457,800	537,300	376,440	79,500	84,960	461,400	540,900	376,440	79,500	89,760	466,200	545,700	376,440	94,500	74,760	451,200	545,700	
石川県	312,000	66,667	107,889	419,889	486,556	312,000	66,667	107,889	419,889	486,556	312,000	66,667	107,889	419,889	486,556	312,000	66,667	107,889	419,889	486,556	312,000	66,667	107,889	419,889	486,556	312,000
福井県	440,600	188,332	374,195	814,795	1,003,129	440,600	188,332	374,195	814,795	1,003,128	440,600	181,667	371,992	812,592	994,259	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242	
山梨県	311,782	133,182	230,697	675,661	813,782	313,182	230,697	675,661	813,782	994,259	312,691	230,697	675,661	813,782	994,259	312,691	230,697	675,661	813,782	994,259	312,691	230,697	675,661	813,782	994,259	
長野県	280,720	122,667	209,547	490,267	612,933	285,120	122,667	205,147	490,267	612,934	285,800	153,125	215,263	641,063	794,188	285,800	153,125	215,263	641,063	794,188	285,800	153,125	215,263	641,063	794,188	
岐阜県	306,000	63,667	232,347	538,347	603,213	306,000	63,667	232,347	538,347	603,213	306,267	64,954	232,347	541,481	603,267	306,934	64,667	229,249	536,183	602,849	307,866	108,667	202,879	510,745	619,413	
静岡県	396,402	103,151	112,764	509,166	612,317	396,402	103,151	112,764	509,166	612,317	404,969	96,930	107,287	512,256	609,186	405,751	92,421	107,940	513,691	606,113	407,797	92,901	110,187	517,984	610,885	
愛知県	394,391	201,018	49,224	644,633	395,722	201,018	48,169	443,891	644,909	397,424	201,018	47,740	445,164	606,182	401,135	201,685	48,336	449,471	651,157	407,972	202,776	47,936	449,908	652,684		
三重県	282,923	39,808	313,157	596,080	635,888	310,714	50,536	287,583	598,297	648,833	296,571	64,464	289,726	586,297	605,761	299,571	64,107	290,226	589,797	653,905	295,846	52,885	302,128	597,974	648,900	
滋賀県	390,100	152,000	185,500	575,600	727,600	390,100	152,000	181,500	581,600	733,600	392,500	152,000	192,700	585,200	737,200	396,500	152,000	196,400	592,900	744,900	396,500	152,000	198,400	594,900	746,900	
京都府	517,741	93,105	196,944	714,685	807,790	517,741	93,105	197,891	715,632	808,737	520,321	89,436	202,321	712,784	812,784	521,223	90,077	202,754	723,977	813,100	525,018	90,077	200,241	725,599	815,336	
大阪府	566,234	190,705	25,131	591,965	782,069	568,549	190,705	25,183	593,732	784,437	569,491	193,095	25,183	594,674	787,769	571,806	194,621	25,309	597,115	791,736	576,194	194,253	26,611	602,805	797,057	
兵庫県	378,984	242,644	197,981	576,965	819,609	378,984	242,644	197,981	576,965	819,609	388,832	235,337	203,994	592,226	827,563	392,709	237,548	203,635	596,344	833,892	397,322	236,572	204,017	601,349	837,936	
奈良県	382,583	138,750	127,078	554,661	693,411	382,583	138,750	127,078	554,661	693,411	409,063	137,500	174,317	583,380	720,880	409,063	137,500	174,442	583,505	721,004	411,875	175,354	157,354	587,229	718,479	
和歌山県	399,348	142,857	69,429	488,777	611,634	399,348	142,857	69,429	488,777	611,634	412,029	152,857	73,714	485,743	638,600	428,244	157,778	48,250	476,494	663,356	428,244	157,778	77,333	505,577	663,356	
鳥取県	213,428	41,214	239,664	453,092	494,307	221,250	48,562	197,206	418,456	467,018	222,750	53,125	228,629	451,379	504,504	281,000	50,000	189,015	450,015	500,015	289,625	51,250	179,116	448,741	499,991	
島根県	351,600	87,000	114,400	466,000	495,800	374,400	87,000	51,200	425,600	512,600	385,200	86,000	23,867	409,067	495,067	393,600	86,000	23,867	417,467	503,667	393,600	86,000	23,867	417,467	503,667	
岡山県	291,242	83,696	368,050	659,392	743,088	294,47																				

94 私立学校助成等の充実

提出先 文部科学省、国土交通省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消  
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し  
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化  
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実  
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等  
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正  
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等  
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続  
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援  
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。

10 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、一層の充実を図る必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、事務手続の簡素化を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるので、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査の促進の妨げとなっている。

(神奈川県担当課：県民局私学振興課)


補助額拡大 最大**432,000円**!!

# 学費支援

年収**590万円**未満の世帯で  
私立高校の授業料が実質無償化

さらに初年度は  
入学金として**10万円**を一律支給!


返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等  
就学支援金



学費補助金



神奈川県  
高校生等  
奨学給付金

年収約**910万円**未満の世帯は  
かならず、**ご確認ください。**

※年収は目安です。金額など詳しくは、中ページでご確認をお願いします。

▶ 支援金・補助金の申込みは 4月 / 6月頃、奨学給付金は 7月以降

# はじめに

課税証明書等に記載してある「県民税・市町村民税 所得割額」の合算額を確認。自分がどの区分に該当するのか確認してみましょう。

自分の区分をチェック!

課税証明書等の見方は **確認** してみてください。

所得区分	基準税額 (年額)	
	県民税・市町村民税 所得割額の合算額	年収の目安
区分 1	生活保護世帯 (1月1日時点)	---
区分 2	0 円 (非課税)	約250万円 未満
区分 3	85,500 円 未満	約350万円 未満
区分 4	257,500 円 未満	約590万円 未満
区分 5	378,500 円 未満	約750万円 未満
区分 6	507,000 円 未満	約910万円 未満

- 県民税・市町村民税所得割額の合算額は父母の合計額です。均等割額は含みません。
- 年収はあくまで目安であり、モデル世帯の場合の金額です。

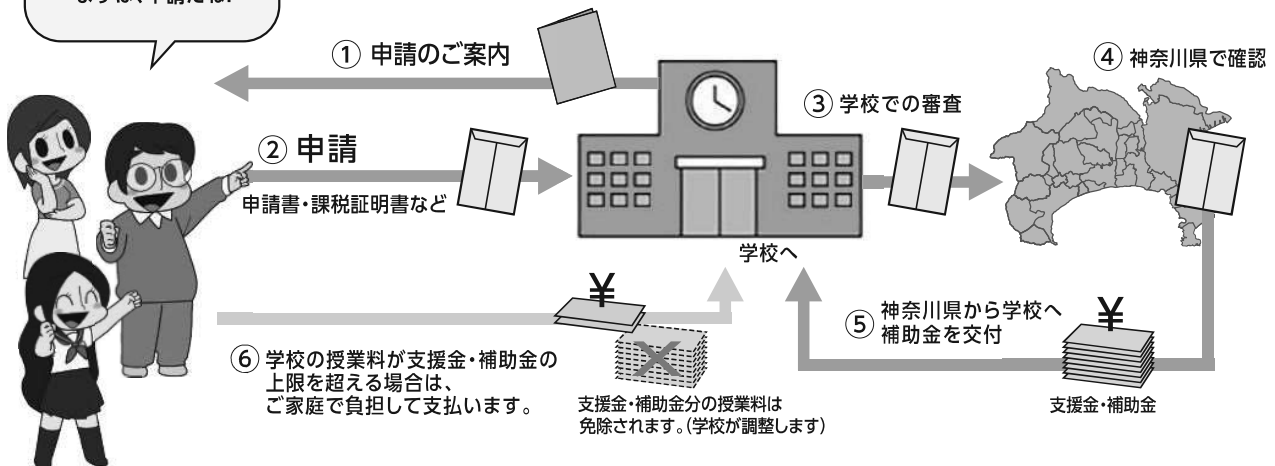


## 申請が必要 です

申請してから、学校での審査や神奈川県での確認を経て、支援金や補助金が学校へ交付されます。

- 就学支援金・学費補助金は、基本的に、生徒本人や保護者の方が直接受け取りません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
- なお学校によって、一旦授業料を納め、後日補助金を返還する場合があります。詳細は学校にお問合せください。

まずは、申請だね!



1

+

2

授業料への支援金+補助金=最大432,000円(年額)!





# 「高等学校等就学支援金」★

○国の制度 ○返済不要

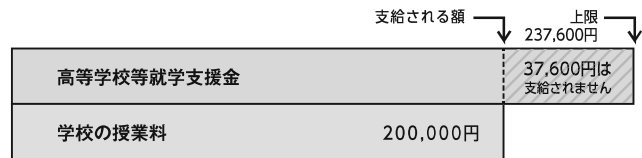
お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

所得区分	① 高等学校等就学支援金	
	授業料補助	
区分 1	297,000 円	
区分 2		
区分 3	237,600 円	
区分 4	178,200 円	
区分 5	118,800 円	
区分 6		

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用として国の「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。他県の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < 支援金



# 「学費補助金」

○県の制度 ○返済不要

お申込み

全学年
6月頃

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

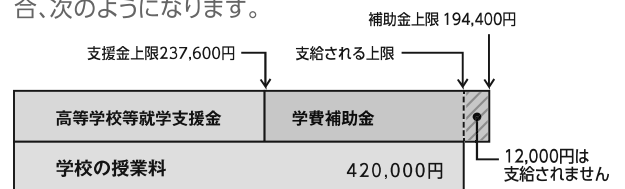
- ▶ 生徒・保護者ともに県内在住、かつ県内設置の学校に在学する生徒が対象です。対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



対象校HP

- ▶ 「①就学支援金額」と「②学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < (支援金 + 補助金)

年収約590万円未満の世帯は、神奈川県内の私立高等学校の平均授業料が実質無償！さらに入学金(初年度)を最大10万円まで補助します。申請をお忘れなく。



# 「神奈川県高校生等奨学給付金」★

お申込み  
全学年  
7月1日以降

○ 県の制度 ○ 返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

▶ 平成30年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の平成30年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。

申請時期は  
平成30年  
7月1日以降

申請方法が異なります  
神奈川県内の学校と県外の学校とで申請方法が異なりますので、ご注意ください。



所得区分				3 神奈川県高校生等奨学給付金	
区分1	生活保護(生業扶助)受給世帯			52,600円	
区分2	非課税世帯	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる	138,000円	
			中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない	89,000円	
		通信制の学校		38,100円	

県内の学校

▶ 申請書は学校が配付。▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。  
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

県外の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuhukinn.html>



申請書HP

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。  
お問合せ: 私学振興課助成グループにご連絡ください。

▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。  
▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。  
▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。  
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

## その他の制度

### 緊急支援補助金 ○ 返済不要

平成30年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したとき

#### 支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
- 平成29年4月～平成30年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- 平成30年の年間所得が、平成29年の年間所得より減少していること
- 平成30年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

#### 支給額

- 授業料(年額) 297,000円/237,600円/178,200円
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

#### 申込手続

- 平成30年12月頃学校へ申請書を提出。締め切りは学校ごとに異なります。

### 学び直し支援金 ○ 返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方

高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月/通信制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

#### 支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 平成26年4月以降に再入学され、平成30年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

#### 支給額

- 高等学校等就学支援金と同額

#### 申込手続

- 学校へ申請書を提出

## 県民税・市町村民税所得割額の見方

県民税・市町村民税所得割額の合算額が  
父母合わせて507,000円未満なら支給の対象です。  
金額は区分1～6で異なります。

確認  
してみてください!



平成30年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	市民税	定率控除前所得割額④	
給与所得		課税標準	分限短期課税	分離短期課税	市民税	定率控除額⑤	
その他の所得計		課税標準	分限長期課税	分離長期課税	市民税	所得割額⑥	
		課税標準	山林所得	山林所得	市民税	均等割額⑦	
		課税標準	株式等の課税	株式等の課税	市民税	定率控除前所得割額④	
		課税標準	商品先物取引	商品先物取引	市民税	定率控除額⑤	
		課税標準			市民税	所得割額⑥	
		課税標準			市民税	均等割額⑦	
		課税標準			市民税	特別徴収税額	
		課税標準			市民税	6月分	7月分
		課税標準			市民税		

県民税・市町村民税所得割額…市民税・県民税の一部の額です。次の書類で確認することができます。① (非)課税証明書(市役所等で発行) ② 市民税・県民税特別徴収税額通知書(会社で配布) ③ 市民税・県民税納税通知書(市町村から配布)

## どの補助金がもらえるの?

以下の質問に **はい** or **いいえ** で答えて、どの制度が対象なのか確認してみましょ! 授業料に対する補助制度と、授業料以外に対する補助制度があるのでそれぞれ確認してみてください。対象となる場合は、すべて併用できます!



### ●● 授業料に対する補助制度

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額は507,000円未満ですか?

いいえ

→ 対象外です

はい

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額は378,500円未満ですか?

いいえ



はい

「高等学校等就学支援金」

1

保護者等・生徒ともに神奈川県在住、そして神奈川県内設置の私立高等学校等に在学していますか?

いいえ

はい

1 「高等学校等就学支援金」  
+  
2 「学費補助金」



### ● 授業料以外に対する補助制度

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円、または、生活保護(生業扶助)を受けていますか?

いいえ

→ 対象外です

はい

保護者等は神奈川県在住ですか?

いいえ

お住まいの都道府県にお問合せください

3 「神奈川県高校生等奨学給付金」

はい



保護者等…親権者(父母)のことで。親権者がいない場合は、未成年後見人、それもない場合は、主たる生計維持者です。私立高等学校等…専修学校(高等課程)、中等教育学校(後期課程)を含みます。一部制度は、専修学校(一般課程)、各種学校も対象としています。



## そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

### 無利子の制度

#### 「神奈川県高等学校奨学金」★

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

お問合せ

各学校の奨学金担当者、または  
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等\*に在学する者  
\*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者\*の年収の合計が800万円未満程度である者  
\*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円から選択  
(2年生以上で、3万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4～9月分) ②10月下旬(10～12月分) ③1月下旬(1～3月分)に本人が指定した銀行口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。  
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 家計の急変等により奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

#### 「交通遺児育英会奨学金」

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

お問合せ

公益財団法人 交通遺児育英会  
TEL:0120-521286(フリーダイヤル)  
<http://www.kotsuiji.com/>

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けない場合

#### 「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子  
扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

お問合せ

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)  
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360475/>

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

#### 「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

お問合せ

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
TEL:045-311-1426  
[http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kyoiku.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html)

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

### 有利子の制度

#### 「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)

入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

お問合せ 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

★が付いている ①「高等学校等就学支援金」、②「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>

## 図表でみる教育 2017年版

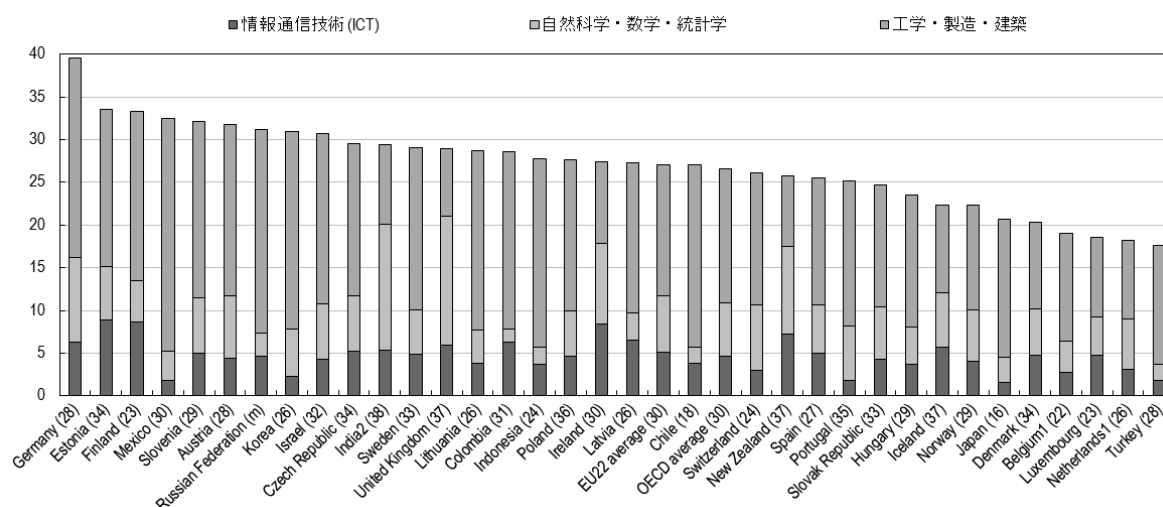
「図表でみる教育：OECD インディケータ」は、世界の教育の状況に関する適正かつ確かな情報源であり、OECD 加盟35ヶ国及びパートナー諸国における教育制度の構造、財政及び成果に関するデータを提供するものである。

### 日本

- 幼児教育及び高等教育に対する支出は、その50%以上が家計から捻出され、各家庭に極めて重い経済的負担を強いている。
- 技術産業に対する依存度の高さにもかかわらず、商学・経営学・法学に比べ、科学関連分野が特に好んで専攻されているというわけではない。科学関連分野では、男子学生が依然として非常に高い割合を占める。日本の高等教育入学者の半数は女子学生であるが、自然科学・技術・工学・数学分野を専攻する女子学生の割合は、OECD加盟国の中で最も低い。
- 教員は、他のOECD加盟国より長時間勤務している。教員の初任給はOECD平均を下回るものの、日本の場合、勤続年数に応じた給与の上昇幅が他のOECD加盟国に比べ大きい。
- 生産年齢人口の半数が高等教育を修了し、その割合は 25～34 歳人口で 60%に達する。これは同年齢層における割合としてはOECD加盟国の中で最も高いものの一つである。
- 日本は、高等教育の授業料がデータのある加盟国の中で最も高い国の一つである。また、過去10年、授業料は上がり続けている。

図1：理工系（STEM）分野別

にみた高等教育新入学者の分布及び同分野における女性新入学者の割合（2015年）



注:括弧内の数字は自然科学・技術・工学・数学(STEM)分野に占める女性新入学者の割合である。

1. 博士課程の新入学者を除く。

2. 調査年は2014年。

左から順に、高等教育新入学者に占める理工系(STEM)分野専攻者の割合が大きい国。

出典: OECD / UIS / Eurostat (2017), 表 C3.1a。詳しい情報及び注については下記を参照 ([www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm](http://www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm))。

【出典：OECDホームページ（文部科学省のページから外部リンク）】一部抜粋

## 科学関連分野を専攻する女子学生は依然として極めて少ない

- 日本の高等教育新入学者については、商学・経営学・法学を専攻する者の割合が最も高い（20%）。これは OECD 加盟国の一般的傾向と同様である。技術産業に対する依存度の高さにもかかわらず、商学・経済学・法学に比べ、科学関連分野が特に好んで専攻されているというわけではない。自然科学・技術・工学・数学（STEM）分野の中でも、自然科学・数学・統計学を専攻分野として選択する者の割合は全入学者の 3%に過ぎず、情報通信技術（ICT）については 2%である。これらの割合は、いずれも OECD 平均を下回る。工学・製造・建築を専攻する学生の割合は、OECD 平均とほぼ同一である（16%）（図 1）。
- 後期中等教育で職業プログラムを修了する生徒は全体の 23%に過ぎないとは言え、工学・製造・建築は、後期中等教育職業プログラムで高等教育よりもはるかに広く学ばれている。OECD 加盟国平均 34%に対し、日本では後期中等教育職業プログラム修了者の 42%が工学・製造・建築を学んでいる。
- 2006 年日本政府は、科学関連分野に携わる女性が少ないことを受け、理学系での女性研究者の割合を 20%に、工学系での割合を 15%にまで増やすという数値目標を設定した（Government of Japan, 2006）。2015 年時点で、日本は高等教育新入学者の 51%が女子学生であったにもかかわらず、工学・製造・建築専攻者に占める女子学生の割合は 13%であり、これは全 OECD 加盟国中、最も低い割合であった。このことは、教育（71%）、人文科学・芸術（66%）などの専攻分野で女性の割合が非常に高いことと著しい対照をなす。女性の科学関連分野に対する関心の低さは、日本社会や文化に根差す、女性の役割に対する考え方や既成概念によって説明できる部分があるだろう。

## 高等教育及び幼児教育に対する支出は家計負担が最大を占める

- 2010 年から 2014 年にかけて、初等から高等教育の教育機関に対する支出（公財政支出及び私費負担）の対 GDP 比は比較的变化せず、約 4.4%にとどまっていたが、この割合は OECD 平均 5.2%を下回る。初等・中等・高等教育以外の中後教育機関に対する支出（公財政支出及び私費負担）の対 GDP 比は、2.9%と、近年では OECD 平均より約 0.7 パーセントポイント低い状態にあるが、高等教育機関への支出は対 GDP 比 1.5%であり、OECD 平均に近くなっている。
- 同様に、日本における一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合も OECD 加盟国平均を下回る。2014 年時点で、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は、OECD 平均 11%に対し日本は約 8%であり、この割合は 2005 年以降、減少を続けている。
- しかしながら、在学者 1 人当たり公財政支出・私費負担については近年、概ね増加している。2014 年時点で、初等から高等教育段階までの教育機関に対する支出（公財政支出及び私費負担）は、在学者 1 人当たり 11,654 米ドル<sup>1</sup>であり、OECD 平均 10,759 米ドルを上回った。
- 多くの OECD 加盟国と同様に、日本でも初等から高等教育以外の中後教育までの教育機関に対する支出の多くは公的資金で賄われる。しかしながら、高等教育段階になると状況は大きく変わり、高等教育機関に対する総教育支出に占める公財政支出の割合は 34%に過ぎない（図 2）。この割合は、OECD 加盟国平均 70%の半分である。私的部門の支出では、家計負担の割合が最も大きく、教育支出の 51%が家計によって賄われる。この割合は、OECD 平均 22%の倍以上である。
- 家計支出に著しく依存しているにもかかわらず、高等教育における私費負担の割合は 2005 年以降、ほとんど変化していない。
- 日本の幼児教育の在学率は高く、2015 年時点で、3 歳児で 80%、4 歳児では 94%となっている。しかしながら、多くの OECD 加盟国とは対照的に、日本では幼児教育においても私立教育機

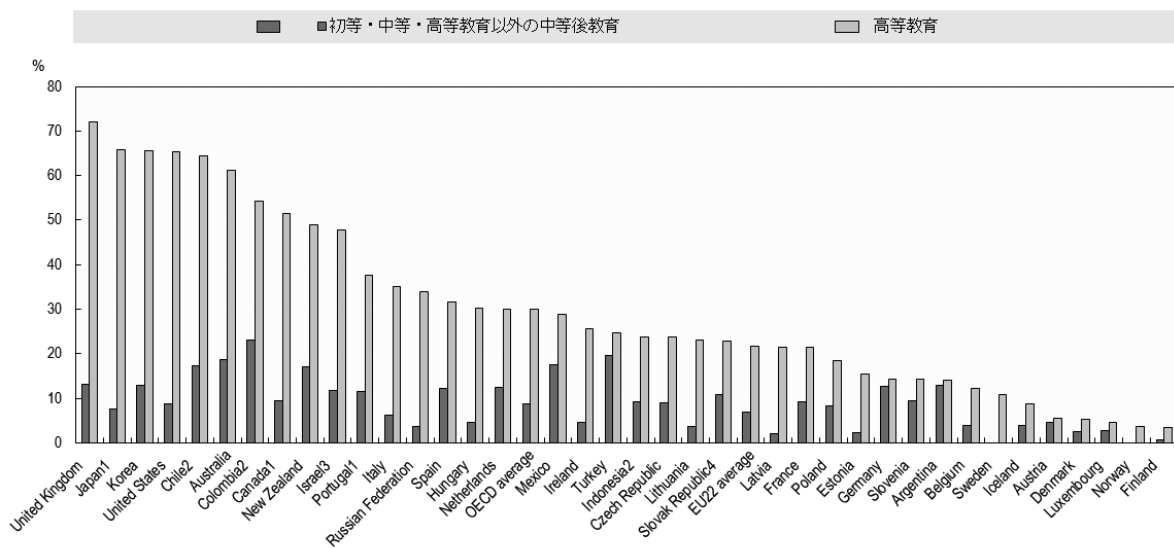
<sup>1</sup>購買力平価（PPP）による米ドル換算額。

※高等教育以外の中後教育は、国際的な観点からは後期中等教育と中後教育の境界線上にまたがるもので、6か月以上2年未満のプログラムである教育を指し、2年以上のプログラムである高等教育と区別される。日本は高等学校専攻科、盲・聾・養護学校専攻科及び大学・短期大学の別科が相当する。

関が圧倒的に優勢であり、私費負担の割合も大きい。OECD 加盟国平均 67%に対し、日本の場合、国公立教育機関に在学する子どもの割合は 30%以下である。また、幼児教育の総支出に占める公的財源の割合はわずか 46%と、すべての OECD 加盟国及びパートナー諸国の中で最も低く、このため、教育支出の大部分を家計が負担することとなる。日本はまた、子ども 1 人当たり年間教育支出が OECD 平均より 25%少ない (OECD 平均 8,858 米ドルに対し 6,572 米ドル)。

- しかしながら、近年日本は、すべての子どもに対する総合的な幼児教育・保育の提供を目指し、保護者負担の軽減や保育料の段階的撤廃を図る「第 2 期教育振興基本計画 (2013-17)」を策定し、幼児教育に重点的に取り組むようになっている (OECD, 2015)。幼児教育の拡充に向けた取り組みによって、生産年齢人口の減少を補う女性の労働市場への参入が更に促されることも期待されている。

図 2：教育機関に対する教育支出の私費負担割合 (2014 年)



注: 私的部門を通じて教育機関へ支払われた公的補助を含む。国際財源からの支出は含まない。貸与補助による授業料支払いは私費負担とみなし、また、未返済に関わる公的費用を計上する調整は行っていない。

1. 一部の教育段階が他の教育段階に含まれる。該当する教育段階については表 B1.1 の記号「x」を参照。

2. 調査年は 2015 年。

3. 公営私立教育機関に対する支出の私費負担は国公立教育機関に対するものに含める。

4. 国公立教育機関の学士、修士、博士課程に対する教育支出。

左から順に、高等教育機関に対する支出の私費負担割合が大きい国。

出典: OECD / UIS / Eurostat (2017), 表 B3.1b。詳しい情報及び注については下記を参照 ([www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm](http://www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm))。